

## **第6章 日南市再犯防止推進計画**



# 第6章 日南市再犯防止推進計画

## 1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年のピーク時には285万4千件に達したものの、その後減少が続き、令和元年には74万9千件まで減少しています。

一方、全国で刑法犯により検挙された者に占める再犯者の割合は、上昇傾向が続き、検挙者の約半数を再犯者が占めている状況にあります。

本市においては、人口あたりの刑法犯認知件数、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合ともに、宮崎県の水準を下回っていますが、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は37.5%と4割近い水準となっています。

犯罪の発生防止における再犯防止の重要性が増す中、平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることとされるとともに、「地方再犯防止計画の策定」が努力義務として課されました。

本市では、犯罪や非行から立ち直ろうとする人等の円滑な社会復帰の支援等の再犯防止のための施策を推進するための指針として「日南市再犯防止推進計画」を策定し、より安全でより安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

## 2 基本方針

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないとされています。

再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させないための「息の長い」支援等を国・地方公共団体・民間団体等が連携して行う必要があります。

本市では、市民の犯罪被害の防止と誰もが安心・安全に生活できる地域社会づくりの実現のため、以下の施策を推進します。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療や福祉的支援の提供
- (4) 非行の防止と修学支援
- (5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

### 3 施策方針

#### (1) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が社会復帰し、地域で生活していくためには、地域住民の理解・協力が必要です。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人や、そうした人の社会復帰支援の重要性等への理解を促進するため、刑事司法関係機関等と連携し、市民への周知・啓発に努めます。

また、行政職員や市社協、地域支援団体等に対し、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会復帰に向けた支援についての理解促進を図ります。

#### (2) 就労・住居の確保

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が安定した職を得るとともに、地域に定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえたきめ細かな支援が必要です。

就労においては、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を雇用し、更生を支える協力雇用主等の存在が不可欠であることから、市内事業者に対する協力雇用主制度の広報・周知を図るとともに、公共事業等における入札参加資格の優遇措置を行います。

また、安定した生活を維持できるよう、住宅の確保に関する支援提供を行います。

#### (3) 保健医療や福祉的支援の提供

犯罪や非行をした人については、全国的に高齢化が進んでおり、そうした人の中には、保健医療や福祉的支援を十分に受けることができず、再犯につながったケースもあると考えられています。

支援を必要とする人が適切な支援を受けられることができるよう、更生保護に携わる民間ボランティアや刑事司法関係機関、福祉サービス提供事業者等が連携し、保健医療や福祉的支援を提供することができる体制の確保に努めます。

#### **(4) 非行の防止と修学支援**

令和2年の人口10万人あたりの刑法犯の検挙人員を少年（10歳以上20歳未満男女）と成人で比較すると、少年の水準は成人の約1.3倍の水準に達しています。

犯罪や非行を防ぐためには、学齢期等のより早期の段階において、規範意識の向上を図るとともに、生活課題を早期に解決するための支援を提供する必要があると考えられることから、学校をはじめとする地域の関係機関や団体等と連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。

また、児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組むとともに、非行等により通学や進学を中断した未成年に対し、関係機関同士が連携した修学支援を行う体制の確保に努めます。

#### **(5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化**

犯罪や非行から立ち直ろうとする人に対する社会復帰支援等の再犯防止の取組について、国や県と連携しながら推進します。

一方、再犯防止の取組は、地域福祉活動の一環であり、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。

関係機関・関係団体等との連携を強化し、連携・協働による取組を推進します。